

平成30年度第13回役員会議事要旨

日 時 平成31年2月18日（月）13時10分～16時00分
場 所 学長室
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，海老名理事
欠席者 近藤副学長
陪席者 石橋監事，小嶋監事，関事務局長

議事に先立ち，和田学長から，事前に配付している1月21日開催の「臨時役員会」及び「第12回役員会」の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 経営協議会委員の選出について

和田学長から，審議資料1に基づき，経営協議会委員の選出について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，平成31年4月1日付けで任命する旨発言があった。

協 議 事 項

1. 平成31年度国立大学法人小樽商科大学年度計画（案）について

和田学長から，協議資料1に基づき，平成31年度国立大学法人小樽商科大学年度計画（案）について諮られ，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，年度計画（案）のうち，「経営に関するもの」については，3月11日開催予定の経営協議会の議を経て，「経営に関するもの」以外の計画については，3月5日開催予定の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て，3月11日開催予定の役員会に附議する旨発言があった。

ここで，和田学長から，議事進行の都合上，協議事項2「2019年度（平成31年度）小樽商科大学収入・支出予算書（案）について」の前に，報告事項1「2019年度（平成31年度）運営費交付金等内示額について」及び報告事項2「2019年度（平成31年度）小樽商科大学予算編成方針（案）について」の報告を行う旨発言があった。

報 告 事 項

1. 2019年度（平成31年度）運営費交付金等内示額について

和田学長から，報告資料1に基づき，2019年度（平成31年度）運営費交付金等内示額について報告があった。

2. 2019年度（平成31年度）小樽商科大学予算編成方針について

和田学長から，報告資料2に基づき，2019年度（平成31年度）小樽商科大学予算編成方針について報告があった。

協 議 事 項

2. 2019年度（平成31年度）小樽商科大学収入・支出予算書（案）について

和田学長から，協議資料2に基づき，2019年度（平成31年度）小樽商科大学収入・支出予算書（案）について諮られ，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，3月11日開催の経営協議会の議を経て，同日開催の役員会に附議する旨発言があった。

3. アントレプレナーシップ専攻アドバイザリーボード規程の制定（案）について

和田学長から，協議資料3に基づき，アントレプレナーシップ専攻アドバイザリーボード規程の制定（案）について諮られ，審議の結果，一部修正のうえ承認された。

承認後，和田学長から，3月5日開催の教育研究評議会の議を経て，3月11日開催の役員会に附議する旨発言があった。なお，修正箇所については，アントレプレナーシップ専攻教授会に報告することとされた。

（修正内容）

協議資料3

・ 1ページ 第2条

【修正前】アドバイザリーボードは，産業界等との連携による授業科目の開発・開設ならびに教育課程の編成等について審議し，研究科長に対して意見を述べることを目的とする。

【修正後】アドバイザリーボードは，次の各号に掲げる事項について審議し，研究科長に対して意見を述べることを目的とする。

（1）産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

（2）産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

4. 国立大学法人小樽商科大学テニュアトラック制に関する規程の制定（案）について

5. 国立大学法人小樽商科大学におけるテニュアトラック制に関する申合せの制定（案）について

6. 国立大学法人小樽商科大学クロスアポイントメント制度に関する規程の制定（案）について

7. 国立大学法人小樽商科大学教員就業規則の一部改正（案）について

8. 国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程の一部改正（案）について

9. 国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会細則の一部改正（案）について

10. 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案）について
11. 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程の一部改正（案）について
12. 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程に関する申合せの一部改正（案）について
13. 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程の一部改正（案）について
14. 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻人事委員会規程の一部改正（案）について

和田学長から、審議資料4～14に基づき、国立大学法人小樽商科大学テニュアトラック制に関する規程の制定（案）、国立大学法人小樽商科大学におけるテニュアトラック制に関する申合せの制定（案）、国立大学法人小樽商科大学クロスアポイントメント制度に関する規程の制定（案）、国立大学法人小樽商科大学教員就業規則の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会細則の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程に関する申合せの一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻人事委員会規程の一部改正（案）について諮られ、全て原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、協議事項7の教員就業規則については、教職員組合への情報提供及び過半数代表者からの意見聴取を行い、3月11日開催の役員会に附議する旨発言があった。

また、協議事項4～6の規程等の新規制定及び協議事項8～12の関連規程等の一部改正については、3月5日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月11日開催の役員会にお諮りし、協議事項13及び14のアントレプレナーシップ専攻関係規程は、3月5日開催のアントレプレナーシップ専攻教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月11日開催の役員会に附議する旨発言があった。

15. 国立大学法人小樽商科大学における禁煙に関する申合せの一部改正（案）について

和田学長から、協議資料15に基づき、国立大学法人小樽商科大学における禁煙に関する申合せの一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月5日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月11日開催の役員会に附議する旨発言があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、3月11日（月）経営協議会終了後に開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が開催された。

以上